

野田市告示第205号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月27日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
令和5年 6月26日	野田市 七光台	ミニチュア ピンシャー	黒茶	オス	小	成犬、首輪なし、MCなし

上記の犬は令和5年7月3日（月）まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）